

(1) 今後の取組の方向性 ① TPP関連政策大綱における肉用牛・酪農の生産基盤の強化

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

① 畜産クラスター事業の拡充

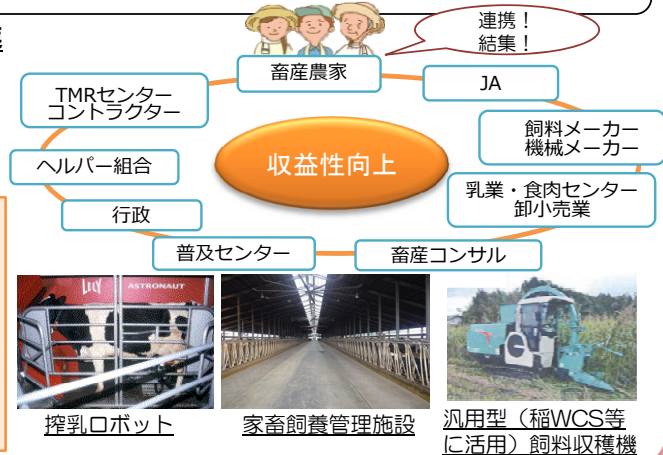
畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備等を支援します。また、基金化により弾力的な運用を行います。

○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

補助率	1/2以内、定額
支援対象者	個別経営体、法人等

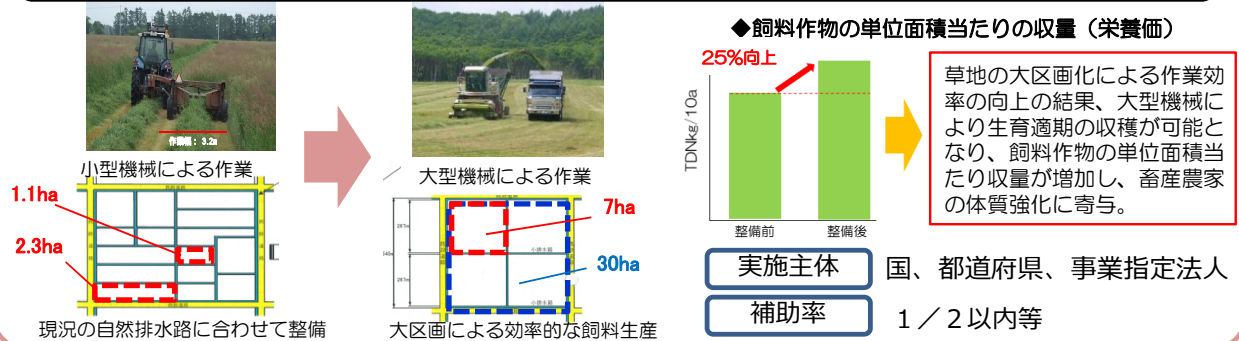
拡充のポイント

- 基金化により複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能に
- 家畜導入の支援を新規就農の場合に加え、地域的な規模拡大（貸付方式の施設整備）の場合にも拡大
- 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援



② 畜産クラスターの取組を後押しする草地整備

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、大型機械化体系に対応した草地の大区画化等の基盤整備を支援します。



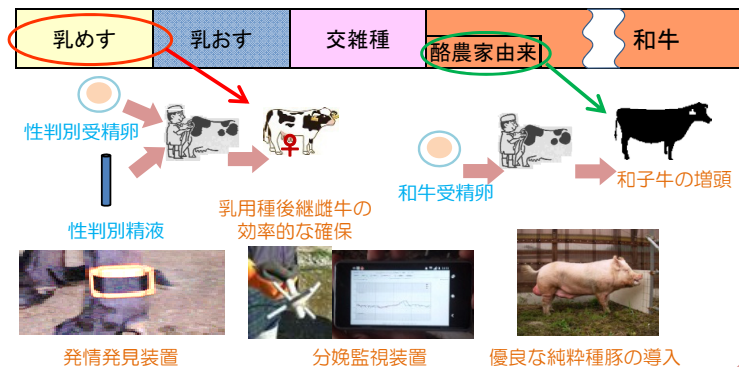
③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上

和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援します。

○畜産・酪農生産力強化対策事業

- 和牛受精卵の活用、発情発見装置・分娩監視装置等の導入
- 性判別精液・受精卵の活用
- 優良な純粋種豚・精液の導入等

実施主体	補助率
民間団体	1/2以内



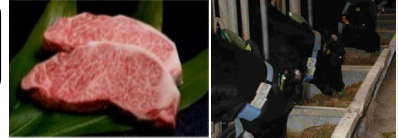
畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

④ 畜産物のブランド化等の高付加価値化

旨み成分の評価指標やそれに基づく和牛の改良技術など、国の主導で次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。

○革新的技術開発・緊急展開事業

実施主体 (研)農業・食品産業技術総合研究機構



さしに加えて新たな旨み成分の評価指標を開発 旨み成分に富む和牛の改良技術を開発

⑤ 自給飼料の一層の生産拡大

自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等の取組を支援します。

○草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

- (1) 高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等
- (2) 利用率の低下した公共牧場等における草地の有効活用

実施主体 民間団体 補助率 1 / 2 以内 等

<難防除雑草>



ギシギシ シバムギ

⑥ 畜産農家の既往負債の軽減対策

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を創設します。

○畜産経営体質強化支援資金融通事業

対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

貸付条件

- ・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）
養豚15年以内（うち据置期間5年以内）
- ・ 貸付利率 : 0.7%以内（貸付当初5年間は無利子）
- ・ 利子補給率 : 1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH27.11.20現在

融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等 融資枠 70億円

⑦ 家畜防疫体制の強化

家畜保健衛生所による飼養衛生管理・農場消毒に係る指導を徹底します。

実施主体 都道府県、民間団体等 補助率 1/2 等

⑧ 食肉処理施設・乳業工場の再編整備の推進

食肉処理施設の施設統合、乳業工場の製造ラインの転換の取組を支援します。

○加工施設再編等緊急対策事業

実施主体 食肉処理業者、乳業者等

補助率 1 / 2 以内等



食肉処理施設



生クリーム貯蔵タンク

(1) 今後の取組の方向性

② 未来への投資を実現する経済対策（抜粋）

平成 28 年 8 月 2 日
閣 議 決 定

第 2 章 取り組む施策

Ⅱ. 21世紀型のインフラ整備

(2) 農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化

農は国の基であり、地方が誇る魅力の源である。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の発効を見据えて、農林水産物・食料の輸出促進や競争力の強化など「攻めの農林水産業」の実現に向けた基盤となるインフラ整備等をハード・ソフト両面から進める。

② 農林水産業の競争力強化

(i) 農林水産業の競争力強化に向けて、画期的なイノベーション、中山間地域の農業所得向上へのインフラ整備等を加速する。また、「総合的なTPP 関連政策大綱」6に基づき、施策の着実な実施を図り、次世代を担う担い手の育成、産地イノベーションの促進、畜産・酪農の総合的な収益力強化等を進める。

第 3 章 各項目の主な具体的措置

(2) 農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化

・ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進（農林水産省）